

## 年金確保支援法案等における第3号 被保険者期間の取扱いに係る事務説明会

平成22年11月12日（金）13時30分～

於：日本年金機構

南関東ブロック本部 3階大会議室

### 研 修 次 第

#### 1 開会

#### 2 研修議題

- (1) 年金確保支援法における第3号被保険者期間の取扱い … 資料1の-部(略)
- (2) 運用による第3号被保険者期間の取扱い … 資料1の-部
- (3) 年金事務所における今後の第3号被保険者期間の取扱い … 資料2(略)
- (4) 質疑応答 … 及び資料3

#### 3 閉会



# 年金確保支援法案及び 運用による3号について

平成22年11月12日

厚生労働省年金局年金課  
事業管理課

# 目次

## (年金確保支援法案について) (略)

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 年金確保支援法案について part 1       | 2  |
| 年金確保支援法案について part 2       | 3  |
| 2号等期間に引き続く3号期間について part 1 | 4  |
| 2号等期間に引き続く3号期間について part 2 | 5  |
| 附則第7条の3の2第1号の具体的事例        |    |
| (過払いケース)                  | 6  |
| (未払いケース)                  | 7  |
| (その他のケース)                 | 8  |
| (対象とならないケース)              | 9  |
| (政令で定める期間 part 1)         | 10 |
| (政令で定める期間 part 2)         | 11 |
| 附則第7条の3の2第2号の具体的事例        | 12 |
| 附則第7条の3の2(新設)と附則第7条の3第2項  |    |
| (第三号被保険者特例届出)の関係          | 13 |

# 目次

## (運用による3号について)

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 3号期間が実は1号期間について             | 15 |
| 不整合記録への対応策について              | 16 |
| 運用による3号について                 | 17 |
| 運用3号の適用について                 | 18 |
| 障害年金、遺族年金の受給要件の考え方          | 19 |
| 施行時点において記録が訂正されている場合(ケース1)  | 20 |
| 施行時点において記録が訂正されていない場合(ケース2) | 21 |
| 実は任意未加入であった場合の取扱いについて       | 22 |
| 年金確保支援法案と運用3号の適用関係について      | 23 |
| 直近2年間の対応について part 1         | 24 |
| 直近2年間の対応について part 2         | 25 |
| 運用3号の効力について                 | 26 |
| 事務スキームについて part 1           | 27 |
| 事務スキームについて part 2           | 28 |
| 不整合記録解消への取り組み(イメージ)         | 29 |
| 運用3号適用の基準日について              | 30 |



運用による3号について

# 3号期間が実は1号期間について

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

**〈ケース1〉**  
2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

**【本来の姿】**

|   |            |      |          |
|---|------------|------|----------|
|   |            | (転職) |          |
| 夫 | サラリーマン(2号) |      | 自営業者(1号) |

(種別変更の届出) ←届出義務がある

|   |                   |  |          |
|---|-------------------|--|----------|
| 妻 | サラリーマンの被扶養配偶者(3号) |  | 自営業者(1号) |
|---|-------------------|--|----------|

**【問題の事例】**

(届出なし) ←届出忘れ?

|   |                   |  |  |
|---|-------------------|--|--|
| 妻 | サラリーマンの被扶養配偶者(3号) |  |  |
|---|-------------------|--|--|

**〈ケース2〉**  
3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

**【本来の姿】**

|   |            |  |  |
|---|------------|--|--|
| 夫 | サラリーマン(2号) |  |  |
|---|------------|--|--|

(種別変更の届出) ←届出義務がある

|   |                   |                        |  |
|---|-------------------|------------------------|--|
| 妻 | サラリーマンの被扶養配偶者(3号) | パートで働き年間130万円以上の収入(1号) |  |
|---|-------------------|------------------------|--|

**【問題の事例】**

(届出なし) ←届出忘れ?

|   |                   |  |  |
|---|-------------------|--|--|
| 妻 | サラリーマンの被扶養配偶者(3号) |  |  |
|---|-------------------|--|--|



# 不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

## A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

## B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

## C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

### 1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

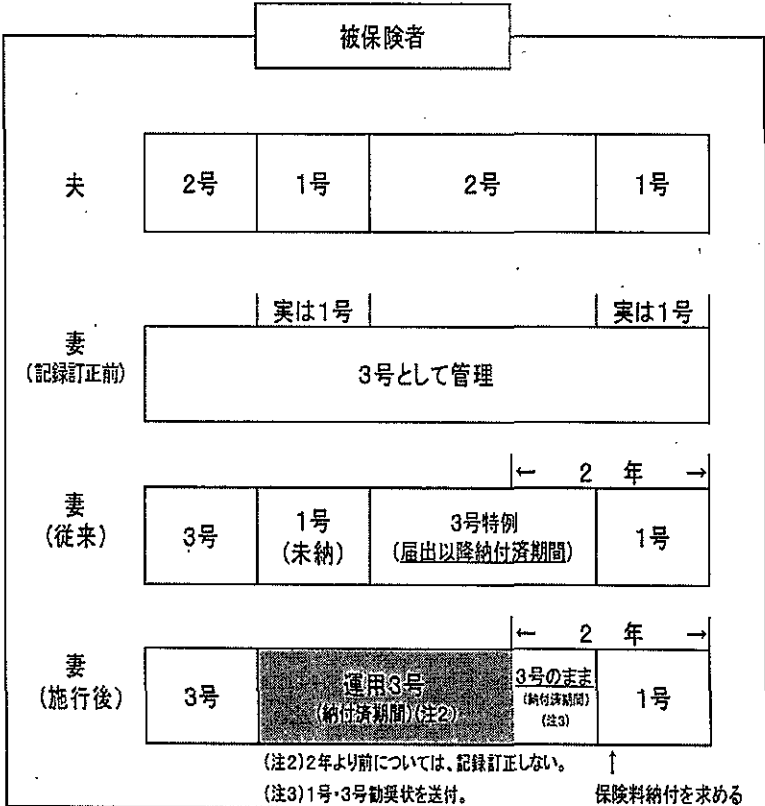
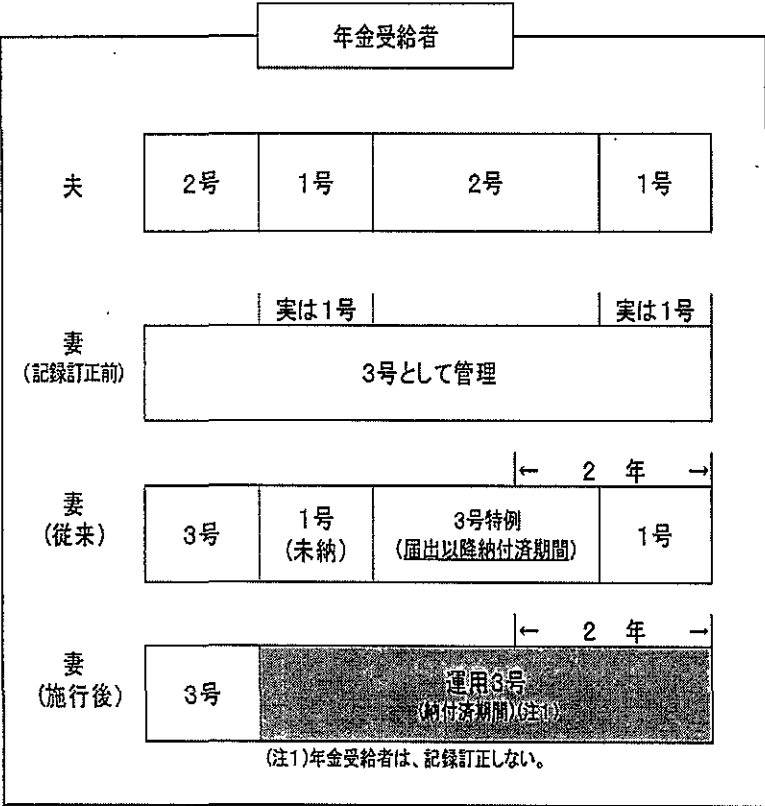
### 2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

# 運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「運用3号」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。

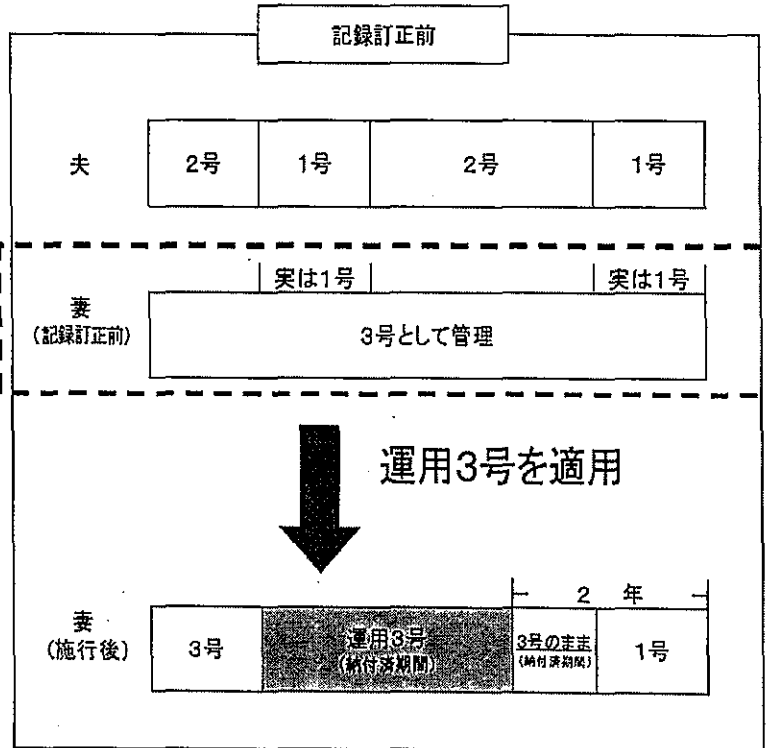
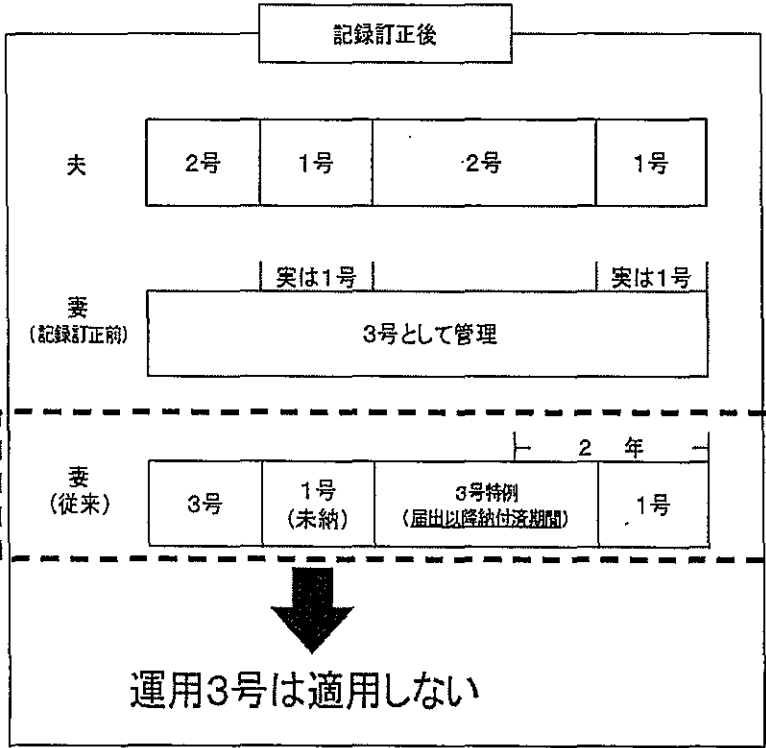


# 運用3号の適用について

運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。

→ 記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すことはしない。

→ 下記図 [ ] の状況により、適用するか否かが決定される。



## 障害年金、遺族年金の受給要件の考え方

運用3号施行後に不整合記録が判明した場合は、障害初診日及び被保険者死亡日の事象発生日が、運用3号施行の前後のいずれの場合であっても、運用3号を適用し、受給資格要件（納付要件）に算入する。

→ 反対に運用3号施行前に記録訂正されている場合は運用3号を適用しないため受給資格要件には算入しない。

また、直近2年間は、未納状態となるケースがあるため、この期間に事象発生日がある場合は、事象発生日前1年の納付要件は満たされないことに留意。

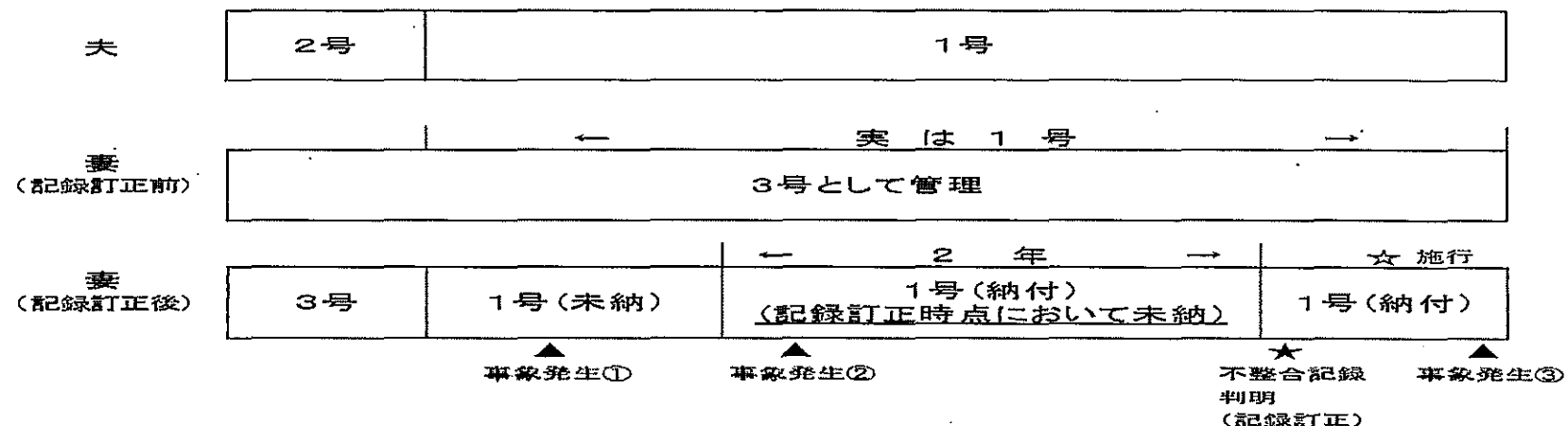
→ 仮に事象発生日以降、直近2年分の保険料を納めたとしても、あらかじめ年金制度に加入し保険料を納付することで、事象が発生した場合に給付を受けるという保険原則に鑑みれば、不測の事故に対し、一定の給付額を保証している障害や死亡に対して、事後的な保険料納付に基づく給付を行うことは認められないことから、障害年金及び遺族年金の受給資格要件に算入することはできない。

運用3号施行時点において・・・

記録が訂正されている場合　・・・　ケース1

記録が訂正されていない場合　・・・　ケース2

# 施行時点において記録が訂正されている場合 … ケース1



## 【1年要件】

### 事象発生①及び事象発生②

いずれの場合においても、発生時点において未納状態であるため、受給要件は満たさない。

### 事象発生③

記録訂正後に保険料納付済の場合で、発生月の前々月より前の期間について、納付済期間が1年以上あれば、受給要件を満たす。

## 【2/3要件】

### 事象発生①及び事象発生②

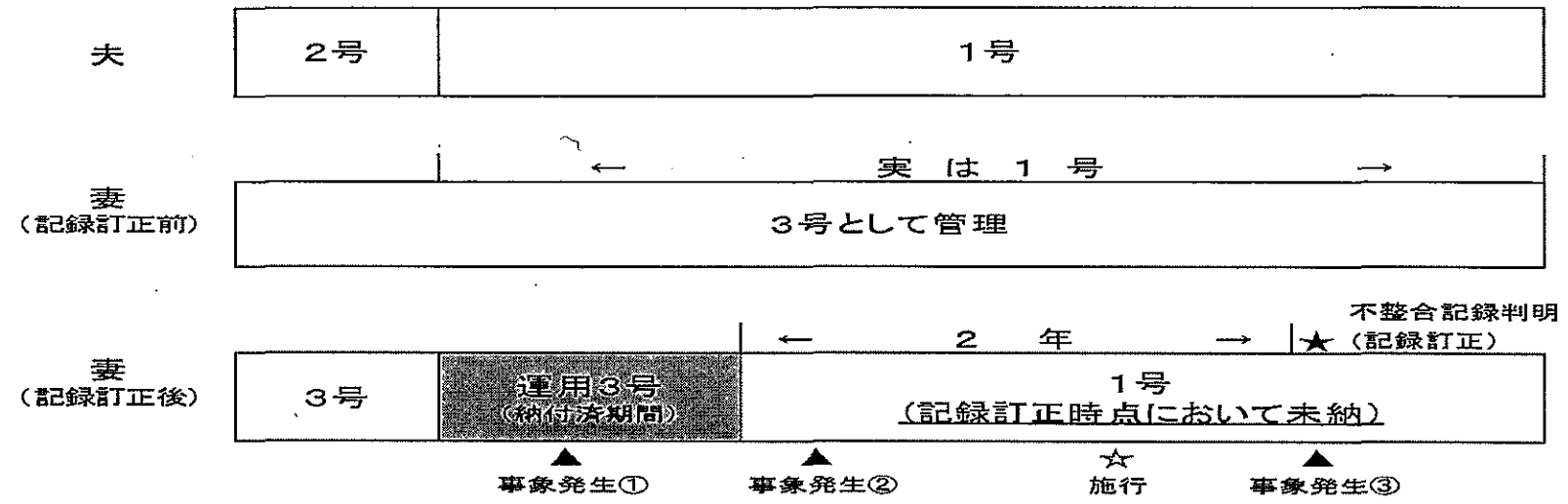
いずれの場合においても、発生時点において未納状態であり、未納期間は納付要件には算入されないが、それ以外の期間に公的年金の加入期間の2/3以上の保険料納付済期間がある場合は、受給要件を満たす。

### 事象発生③

発生月の前々月より前の期間について、公的年金の加入期間の2/3以上の保険料納付済期間がある場合は、受給要件を満たす。

その際、記録訂正後に事象発生より前に保険料を納付した期間についても、2/3の納付要件に算入することとなる。

# 施行時点において記録が訂正されていない場合 … ケース2



## 【1年要件】

### 事象発生①

発生月の前々月より前の期間について、運用3号期間若しくは運用3号期間とその直前の納付済期間が1年以上あれば、受給要件を満たす。

### 事象発生②及び事象発生③

いずれの場合においても、発生時点において未納状態であるため、受給要件を満たさない。

## 【2/3要件】

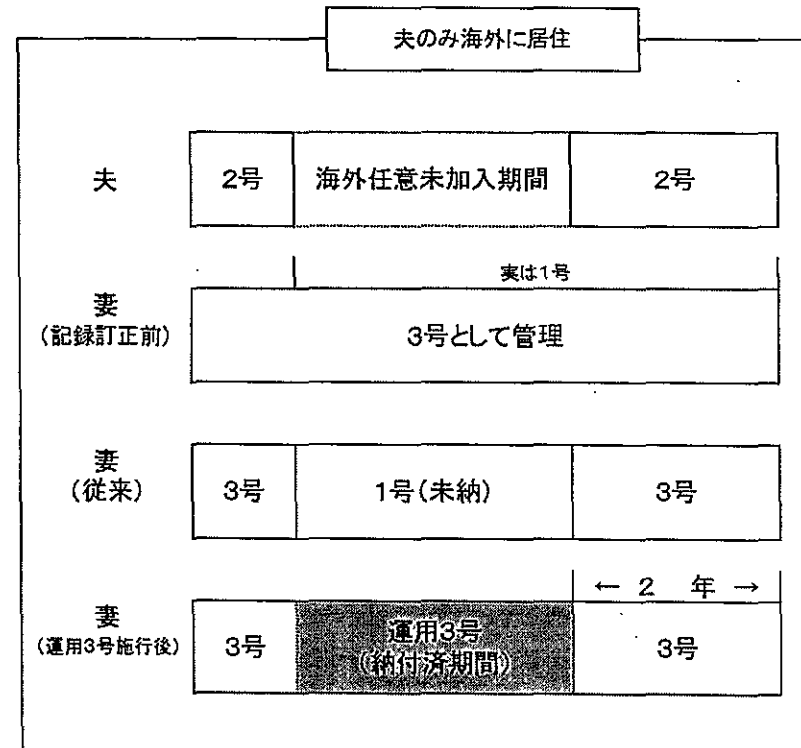
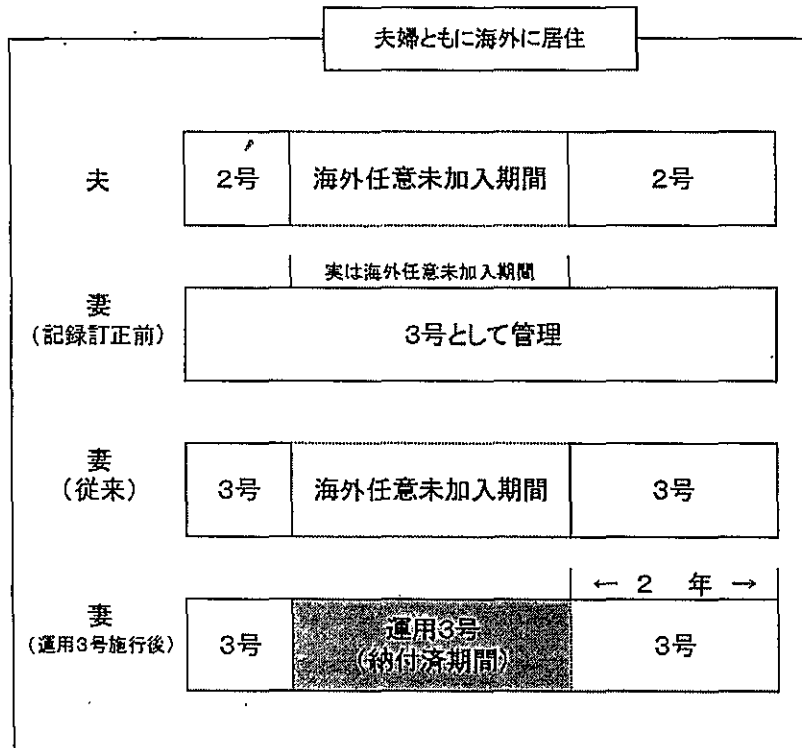
### 事象発生①～事象発生③

いずれの場合においても、発生月の前々月より前の期間について、運用3号期間を含めた納付済期間が公的年金の加入期間の2/3以上ある場合は、受給要件を満たす。

# 実は任意未加入であった場合の取扱いについて

実際には、海外居住等により被保険者とならない期間（任意加入期間における未加入期間）にもかかわらず、3号として管理されていた場合についても運用3号を適用する。

→ 運用3号は、本来ならば1号として保険料納付義務があったものの、行政側の記録管理が不十分であったことなどにより、納付する機会を失ったことに対する特例的な措置であり、「実は任意未加入であった期間」についても、記録管理の観点からは同様に扱うことが適当であることから「実は1号」と同様に運用3号を適用する。



# 年金確保支援法案と運用3号の適用関係について

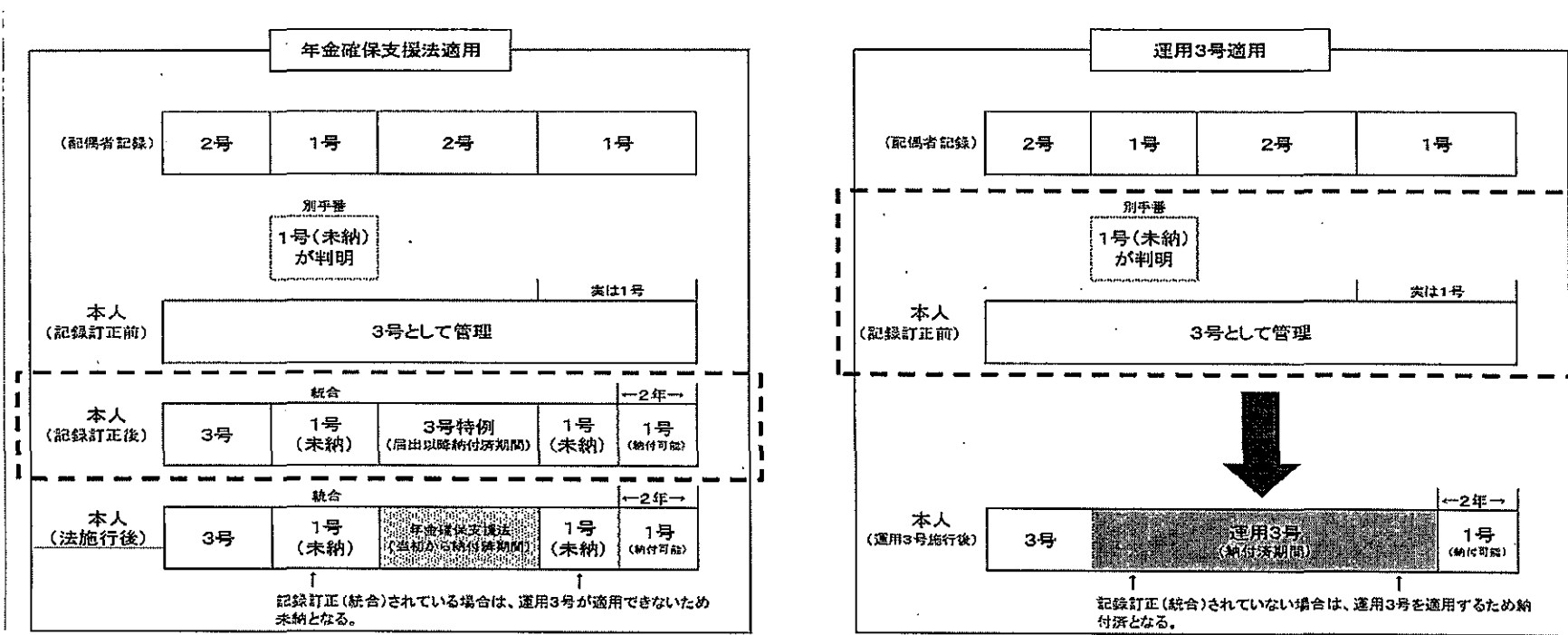
運用3号施行時点において、記録の訂正が行われている場合（下記左図）

→ 新たに判明した期間に引き続く期間について、年金確保支援法を適用。（法施行前に記録訂正されている場合も含む）

なお、記録訂正された1号期間（未納）が直近2年より前の場合、当該1号期間は未納扱いとなっているが、運用3号は適用せず未納のままとなる。

運用3号施行時点において、記録の訂正が行われていない場合（下記右図）

→ 直近2年より前の期間について、運用3号を適用。





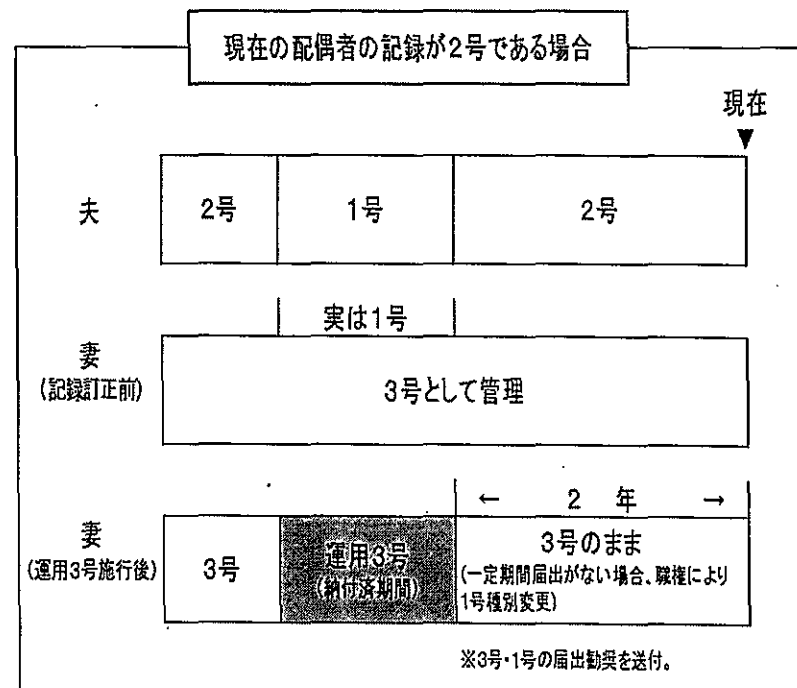
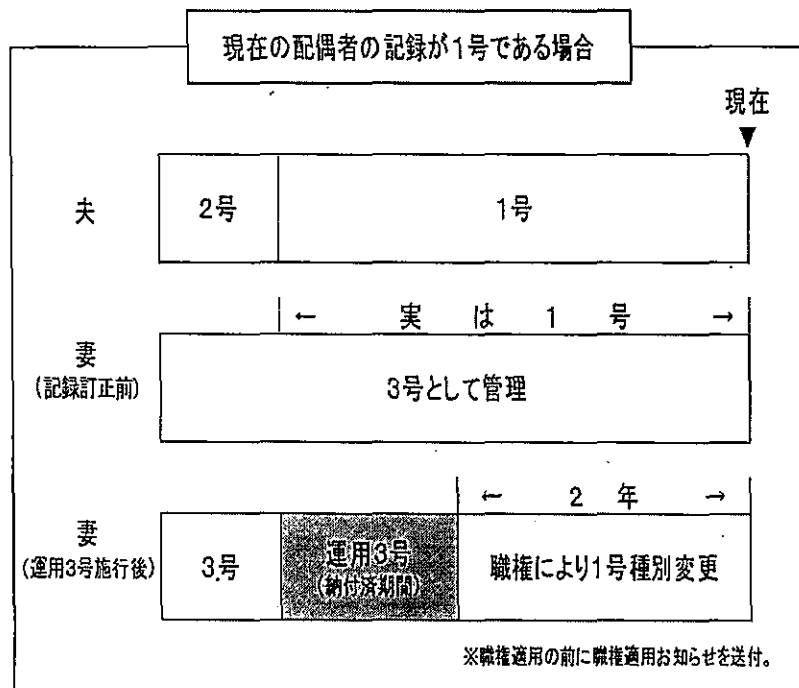
# 直近2年間の対応について part1

## 現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

## 現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、1号・3号届出勧奨などの確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。



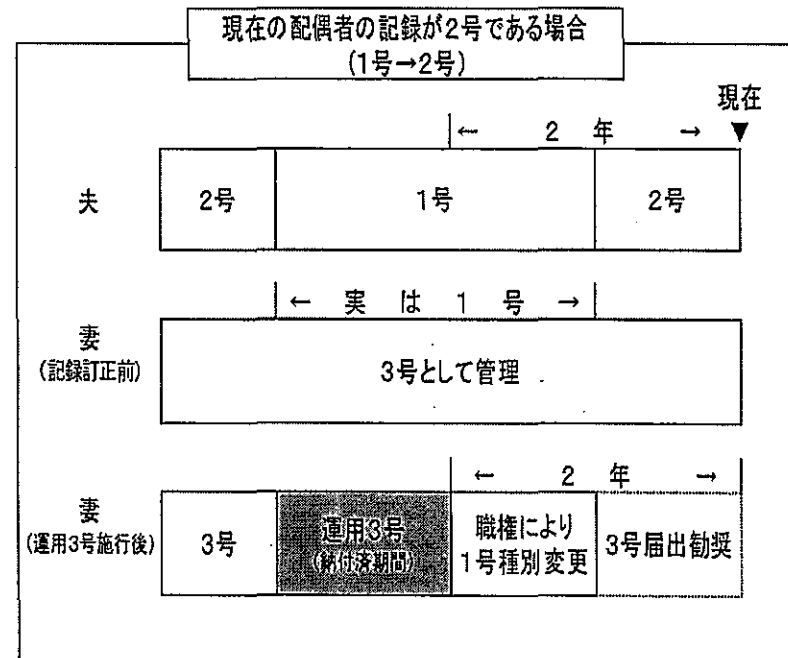
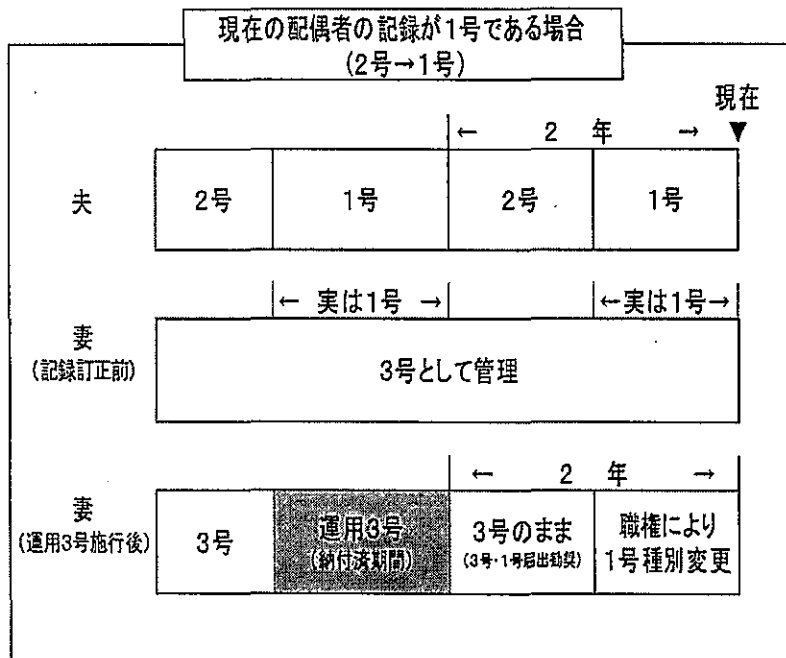
## 直近2年間の対応について part2

直近2年間の配偶者（例：夫）の記録が2号→1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、「3号・1号届出勧奨」及び「職権適用のお知らせ」を送付した後、夫が1号となった時点で職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

直近2年間の配偶者（例：夫）の記録が1号→2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、「職権適用のお知らせ」及び「3号届出勧奨」を送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。本人（例：妻）から、3号届出の提出があった時点で、種別変更する。



## 運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 効力を発する日(始点) | 施行日(年金確保支援法の公布日を予定)   |
| 有効期間(過去)    | 昭和61年4月～施行日           |
| 有効期間(将来)    | 施行日～当分の間(3年後目途に再度見直し) |

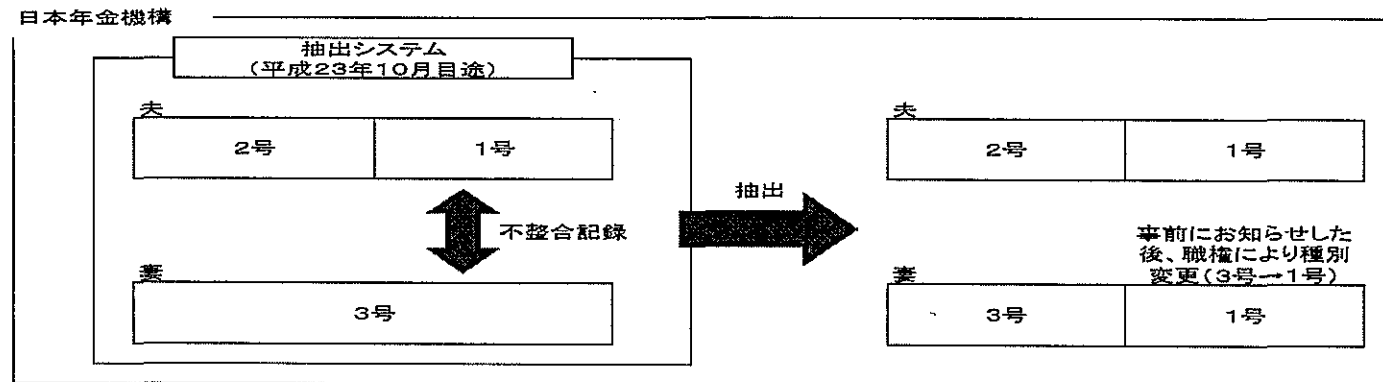
※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。（記録訂正されていないことが条件）

※ 通知発出してから3年後目途に今回の措置の効果を検証し、見直しが必要な部分は見直しするなど、継続を含めて検討する。

# 事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

- ①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応  
→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



- ②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応  
→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施していく。（平成24年度 $\text{\textcircled{P}}$ 以降）

## 事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

### ①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

#### 〈第1段階〉（年金確保支援法と同時施行予定）

→ 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

#### 〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

→ 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前を送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。  
→ これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

### ②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

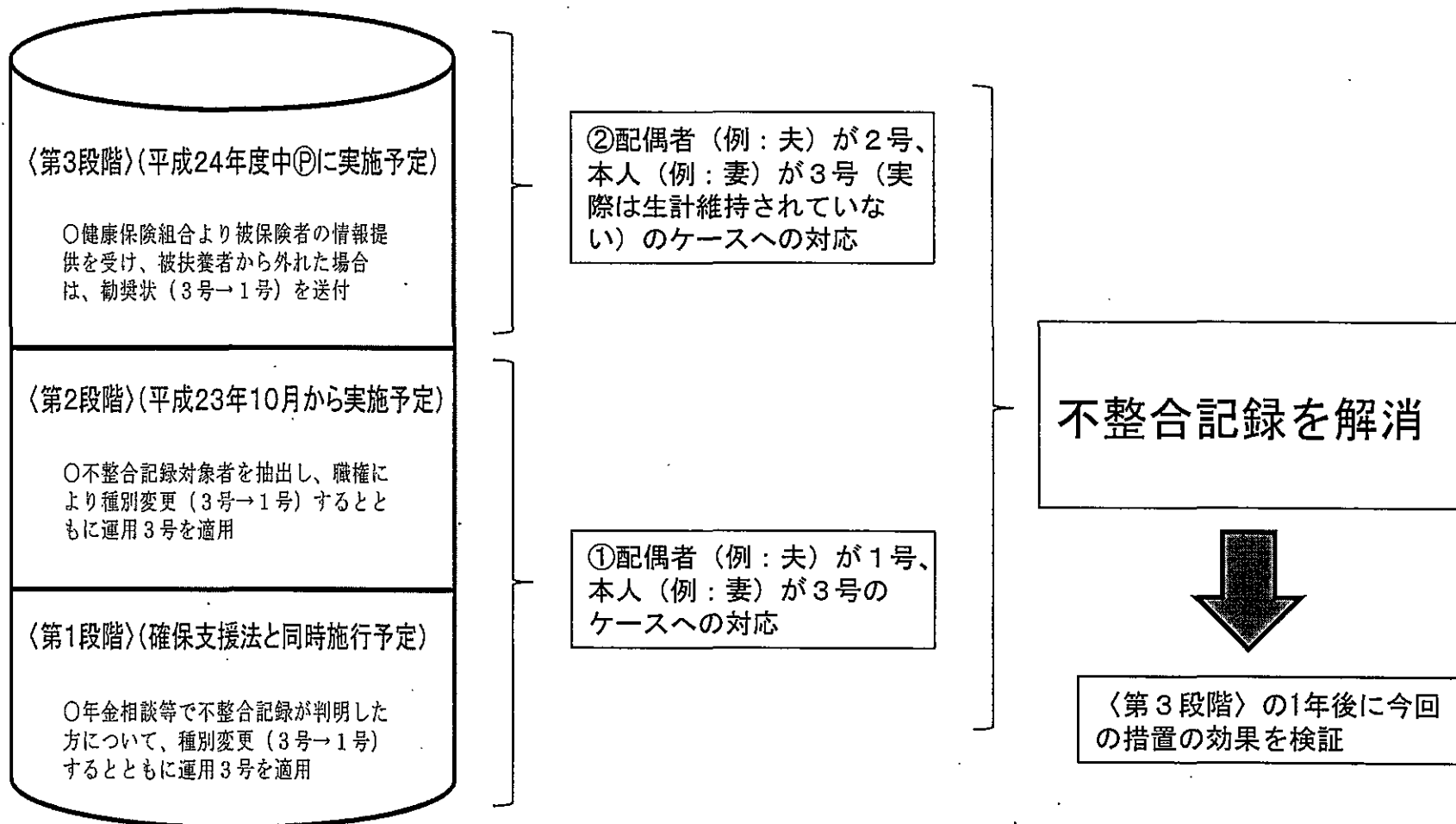
#### 〈第3段階〉（平成24年度<sup>⑨</sup>の実施予定）

→ 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勧奨状を送付する。  
→ 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



更に〈第3段階〉の1年後に、その時点における不整合対象者を抽出し、今回の措置の効果を検証し、措置の継続や新たな措置が必要であるかどうかについて検討する。

# 不整合記録解消への取り組み(イメージ)

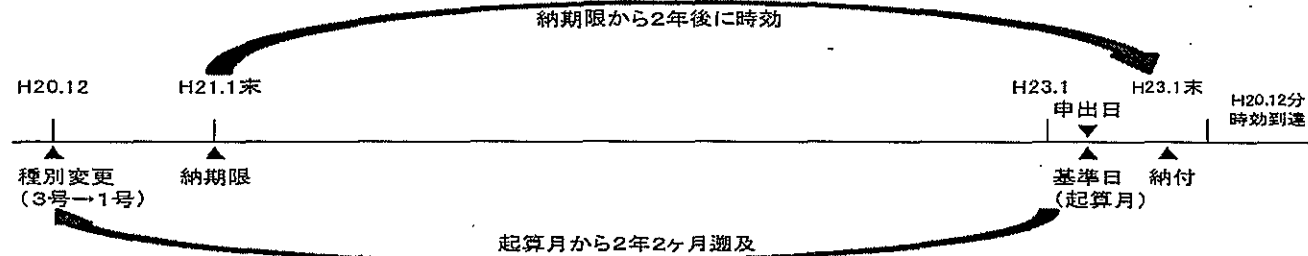


# 運用3号適用の基準日について

運用3号の適用の基準日は以下とおりである。

## 〈第1段階〉

年金相談等により判明した場合は、本人からの申出のあった日を運用3号適用の基準日とし、基準日の属する月（起算月）から2年2ヶ月遡及した月の初日を種別変更日とする。



## 〈第2段階〉

抽出システムの開発終了後は、対象者を抽出した日を運用3号適用の基準日とし、基準日の属する月（起算月）から2年遡及した月の初日を種別変更日とする。

